

木炭生産の展開とその地域性 : I-明治期

赤羽, 武
九州大学農学部

塩谷, 勉
九州大学農学部

<https://doi.org/10.15017/15862>

出版情報 : 演習林集報. 18, pp.1-24, 1963-02-20. Kyushu University Forests
バージョン :
権利関係 :



木炭生産の展開とその地域性

(I—明治期)

赤 羽 武・塩 谷 勉

Takeshi AKAHA and Tsutomu SHIOYA

Study on the Development of Charcoal Production
and its Regional Particularity in
the Meiji Period (1868—1911)

目 次

- I. はじめに——問題の所在
- II. 明治初期における木炭生産の展開とその地域性
- III. 明治末期における木炭生産の展開とその地域性
 - 1. 明治末期の製炭地域
 - 2. 木炭生産と林業の発展段階及び鉄道の影響
 - 3. 木炭生産と林野所有及び農業の状態
- IV. む す び

I. はじめに——問題の所在

林業を理論的に考察する場合、採取林業と育成林業とに区分する。この場合、採取林業とは、天然生林の採取から生産物の販売まで、育成林業とは、人工林の育成から林産物の販売までの過程をさす。わが国に古来からある木炭生産は、多くの場合、天然林の採取とその加工をもってなりたつ林業生産であって、採取林業の一形態と考えられる。もちろん、関東平野等に見られるクヌギ等の人工林や、会津のタテタテ伐り、備長炭の択伐林等に見られる薪炭林業等もあるが、それはごく限られており、例外的であって、天然生林から原木を採取するのが一般的である。

ところで採取林業は、育成林業とのかねあいで統一的に林業を考察する場合の原基的なものと考えられる。「育生(成)的林業生産は、その商品の市場価格形成に参加せず、木材の市場規制価格は原始・天然林における伐境＝生産圏内の最劣等地の市場価格であり、前者の価格は全面的にそれに規定される」⁽¹⁾からである。したがって、採取林業生産の一つの形態として位置づけられる木炭生産もまた、林業発展の基点に位置しうる可能性があることを意味している。換言すると、採取林業(木炭生産)→育成林業という林業発展の模型が画けることになる。一方、採取林業内部の関係はどうかといえば、つぎのごとくである。「(天然林による)用材採取後、その豊度が低下したとしても、そしてその低下を阻止するなんらの努力をもおこなわなければいっても、薪炭採取による地代のみはほとんど確実に取得できる。……薪炭採取的林業は、……短期の回転期間をもって確実に地代を実現するの

(1) 鈴木尚夫；林業における資本と土地所有（日本農業の地代論的研究所収），153 ページ。

であるから、用材および薪炭を総合した採取的林業生産における地代形態は、薪炭採取的林業のそれによって代表され、規定される」⁽²⁾ という関係がある。この場合の薪炭採取的林業とは、広葉樹であっても針葉樹であってもかまわない。とにかく、天然林を薪炭として採取することである。天然林を用材として採取するのに比較して、より安定した形態ということである。したがって、このことは、採取林業（その代表的形態としての薪炭採取林業）→育成林業という林業発展の模型が成立することを意味する。

では、歴史的には、木炭生産はいかに位置づけられるか。いうまでもなく、林業の端緒的形態として位置づけられる。自給経済下においても木炭は、農民の必要とする資材として生産された。その生産の技術的性格が「生の労働」の集積によるということもあって、商品生産が山村に滲透するなかで、農民の手頃な賃労働対象として生産されるに至り、林業生産の中心となったのである。一方、社会、経済の発展につれて、自給程度の用材生産もまた商品生産に発展し大規模化していったが、それは天然林採取によったものである。

しかし、天然林材の枯渇は、育成林を成立せしめ、初めて育成的林業が成立したのである。したがって、歴史的にも、採取的林業（ある場合は、薪炭採取林業）→育成的林業という形が成立する。換言するならば、林業発展の基点としての位置を木炭生産が担った場合もあったことを意味している。

ところで、現在のわが国の木炭生産を地域的にみた場合、かなりの偏在が認められる。この木炭生産の偏在性は、理論的歴史的に考えるならば、いうまでもなく一定の地域における林業発展の段階性を示しているものとみることができる。つまり、採取的林業生産（薪炭採取生産）→育成的用材生産という林業発展序列のなかで、ある一定の地域の林業生産の支配的な形態が採取的薪炭生産の段階にあることの表現なのである。別の言葉でいえば、木炭生産が支配的である、ある一定の地域は、林業発展の点からしても、後進地として特徴づけられ、逆に木炭生産が育成用材生産にとってかわられたところ、ないしはとってかわられつつあるところは、林業発展の先進地ないし中進地として特徴づけられる。

しかしながら、現在の木炭生産の地域的偏在性が歴史的に固定されているものでないことはもちろんである。林業の発展そのものが社会発展の段階に規定されているのであってみれば、木炭生産もまた社会・経済発展の規定を受けているのであり、その地域的偏在性は歴史的に変化しているはずである。そしてさらに、この木炭生産地域の林業生産に占める意義は、採取的薪炭生産が支配的段階における意義と、育成的用材生産が支配的になりつつある段階の林業生産における意義とは異なっている。用材生産がなく、いまだ自然経済が支配的である生産段階における木炭生産地は、先進的林業生産地域であり、用材生産が支配的である段階におけるそれは、後進的林業生産地である。

以上のごとき考察を前提として、ここでは、つぎのごとき課題が設定される。

- (1) 木炭生産が支配的な段階にある木炭生産地とその性格。
- (2) 用材生産の段階への移行期および用材生産段階における木炭生産地の性格。
- (3) 木炭生産地の地域的偏在性を惹起する条件とその地域的差異。

ただし、本稿では、日本資本主義の出発点であり、かつ幕藩体制下の存在形態の一端をもつ明治初期—林業の発展段階では、育成的林業でなく採取的林業が支配的である明治初期と、資本主義の確立期であり、以後の資本主義発展のコースを規定した明治末期—林

(2) 鈴木尚夫；前掲書，156～157 ページ。

業の発展段階では、採取的林業から育成的林業へ移行しようとする明治末期（しかし支配的にはまだ採取生産が位置する）について具体的に考察する。

考察の資料は、諸先学の論稿、官公署によって発表された諸統計、調査報告書等である。

II. 明治初期における木炭生産の展開とその地域性

わが国の木炭は、わが国の建築様式、生活様式等から生まれたものであって、主として暖房・厨房用の消費物資であり、欧米諸国のそれが工業原料として生産されたのとは違って、工業の存在しない時代から、生産されていた。それゆえ、すでに戦国時代から焼かれたが、徳川時代に幕藩営による直営製炭⁽¹⁾・専売製炭⁽²⁾等の領主的商品生産をはじめ、商業資本による製炭等を通じて産地が形成されていた。江戸中期の製炭地としてその名がみえるのは、江戸関係で、佐倉炭(千葉)、野州炭(栃木)、天城炭(静岡)、秩父炭(埼玉)、八王寺炭(東京都)、相模炭(神奈川)等、大阪関係で、池田炭(兵庫)、紀州炭(和歌山)、土佐炭(高知)、因伯炭(鳥取)、日向炭(宮崎)等、京都関係で近江炭(滋賀)、山城炭・小野炭、鞍馬炭(京都)等である。このことからみてもわかるように、江戸中期には、江戸・大阪・京都といった都市消費者を目的として、大阪は堅炭、京都は茶室用炭といったごとく、それぞれの市場の嗜好に合った製炭が行なわれていた。そして、「炭諸国より多く出る中に日向国と紀州熊野より出ずるもの其性よろし、摂州池田奥より出るもの炭の名物也」(日本山海名物図絵)⁽³⁾とか、「……芸州広島、予州為下品、多焼雑木」(和漢三才図絵)⁽⁴⁾とかすでに銘柄を云々する高度な商品性さえ備え、その銘柄に地名が冠せられ特産地化していたほどである。

現在の木炭産地は、ことさらあらたまっていうまでもなく、北海道・東北の太平洋沿岸諸県、とくに岩手・宮城・福島県・北陸の新潟県、東山の長野県、中国の島根・広島・山口県、四国の高知、愛媛県、南九州の宮崎・鹿児島県等がその主なものである。これら現在の製炭県についてみると、すでに、近世に産地として登場していたところと、それ以後に登場したところがあることがわかる。池田炭、横山炭、備長炭等の著名な木炭を生産した近畿諸県(地方)および佐倉炭、野州炭、秩父炭を産出した関東諸県は、みえなくなっているのに、土佐炭の高知県、日向炭の宮崎県等はそのまま顔をのぞかせている。一方、明治以後登場したものとしては、北海道、東北、長野、中国の島根県、南九州の鹿児島県等がある。もっとも、島根県は、古くからの製炭地であったが、その主要な部分が藩の強力な規制のもとに製鉄一タタラに仕向けられたため、一般市場炭は意外に少なく、大正中期にタタラが終息するに到って、市場炭の産地となったといわれる。このようなことは、製炭というもっとも簡単な商品生産に、時の変化に対応した推移があったことがわかる。

木炭生産が林業の一部であってみれば、産地の変化も、林業の展開によって規定される。すなわち、林産物商品化の端緒的段階における木炭生産地と、林業そのものが発展し、天然林を対象とする用材生産からさらに、育成林を対象とする用材生産へと発展した段階の

(1) 幕府による天城炭生産、山口藩の藩有林の製炭、宇和島藩の製炭、高鍋藩の官製炭等がこの例である。詳細は、全国燃料会館；日本木炭史，183～202，242～243，256 及び 249 ページ参照。

(2) 紀州藩による備長炭生産はその好例である。詳細は前掲書 230～240 ページ参照。

(3) 浜田隆；池田炭の沿革について；山林 No. 881，53 ページ。

(4) 全国燃料会館；前掲書，122 ページ。

産地とでは異ならざるをえない。林業の発展そのものを規制する、自然的、歴史的諸条件の作用が、ある地域においては、近世から受け継いだ製炭を育成林業へと発展させて、木炭産地ではなくなっているし、またある地域では、近世からの製炭をそのまま林業の中心に位置させるというような、地域性を現出させるからである。

いまわれわれの手もとにあって、それも使用にたえうる木炭統計は、明治38年(1905)以後である。しかし、明治38年以前の事情は、わずかに、それも限定づきではあるが、知ることができる。それは、明治7年(1874)に勸業寮によって調査され、発表された「府県物産表」である。しかし、「限定づき」というのは、現在の行政地域と一致するのが秋田、新川(富山)、石川、敦賀(福井)、山梨、愛知、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、山口、愛媛、高知、佐賀、長崎、白川(熊本)、宮崎、鹿児島にすぎず、現在の府県と直接的に連続しないこと、滋賀、鹿児島は記載不十分のために分析にたえないこと、統計上の単位が地方の慣習のまま使われていて一致しないこと、したがって、共通の単位としては、生産額しか使えないこと、調査、集計上に疑問があること等である。⁽⁵⁾このような限定を念頭に入れて、明治7年の木炭生産をみると、第1表のごとくである。

本表は、本炭および林産物の価額とその全国計(北海道は調査対象外で記載がなく、滋賀・鹿児島県は記載不備のため除外したので、3府59県の計)との割合を示し、ついで、林産物中に占める木炭の割合をも示している。まず、木炭生産の絶対量が大きい県(価額であることに注意)をみると、1%以上の県は、東北で宮城(1.32%)、若松(1.27%)、関東で熊谷(2.60%)、千葉(2.32%)、神奈川(1.73%)、足柄(2.63%)、北陸で、敦賀(8.38%)、新潟(2.35%)、新川(1.51%)、石川(4.12%)、東海で岐阜(1.72%)、渡会(1.80%)、近畿で京都(29.74%)、奈良(1.26%)、和歌山(2.53%)、中国で広島(5.75%)、小田(1.13%)、山口(2.23%)、四国で高知(2.26%)、九州で宮崎(2.17%)の1府20県である。これからわかるように、明治初年の製炭は、現在と違って、近畿、関東、北陸、中国等が中心であって、それも都市、すなわち、木炭消費市場に近く位置する府県(京都、神奈川等)か、旧来からの伝統的製炭地方(例えば、島根、広島、小田、高知、宮崎等)のみが上位にあることがわかる。このことは、現在の木炭が、いわゆる後進地域である北海道、東北、北陸、中国(とくに山陰地方)、南四国、南九州で多く焼かれているのと対照的である。いうまでもなく、明治7年当時では、木炭が林産物中で最も重要な位置を占めるものの一つであったからにはかならない。明治7年段階においての製炭県中から、のちに熊谷、千葉、神奈川、渡会、京都、奈良、和歌山等の、関東、東海、近畿の府県がみえなくなること、そして、これらの地方が後の育成林業地帯となることを考えれば、木炭が林産物商品化の端緒を担っていたといいうるであろう。

このことは第2表をみるとより明らかになる。表は、木材、薪、木炭だけについて、上位25県を選び、その地域的分布をみたものである。上位5県についてみると、関東2県、近畿2県と山口県である。この5県の特徴は、一見してわかるように、木材生産の集中度に比較して木炭生産の集中度の高いことである。しかもこのなかに、木材生産第1位の熊谷県と、第3位の奈良県が入っているのである。このことは、林産物の生産が上位を占めるということの一つの条件として、実は木炭生産があげられるとみることができるであろう。換言するならば、明治7年段階では、製炭が林業生産の中心的生産であったというこ

(5) 詳細は、古島敏雄；諸産業発展の地域性(日本産業史大系、総論編所収)を参照。

第1表 明治7年(1875)物産表における林産物と木炭生産額

	木炭		林産物		A/B ×100		木炭		林産物		A/B ×100
	生産額(A)	比率	生産額(B)	比率			生産額(A)	比率	生産額(B)	比率	
	円	%	円	%	%		円	%	円	%	%
青森県	17,619	0.77	226,881	1.49	6.60	愛知県	?	-	230,682	1.51	?
岩手県	4,634	0.22	288,233	1.89	1.61	三重県	13,553	0.59	194,791	1.28	6.96
水沢県	7,353	0.32	219,889	1.44	3.34	渡会県	41,313	1.80	270,061	1.77	15.30
宮城県	30,267	1.32	102,905	0.67	29.41	京都府	681,648	29.74	1,033,180	6.77	65.98
秋田県	631	0.03	31,078	0.20	2.03	大阪府	11,020	0.48	104,115	0.68	10.58
酒田県	4,269	0.19	34,123	0.22	12.51	堺県	2,588	0.11	37,637	0.25	6.88
山形県	11,293	0.49	16,748	0.11	67.43	兵庫県	14,007	0.61	78,355	0.51	17.88
置賜県	8,171	0.36	182,488	1.20	4.48	豊岡県	9,221	0.40	235,580	1.54	3.91
磐前県	17,454	0.76	109,967	0.72	15.87	飾磨県	18,689	0.82	105,262	0.69	17.76
福島県	9,075	0.40	184,376	1.21	4.92	北条県	16,994	0.74	125,590	0.82	13.53
若松県	29,047	1.27	213,072	1.40	13.63	奈良県	28,842	1.26	480,882	3.15	6.00
茨城県	10,653	0.46	63,214	0.41	16.85	和歌山県	57,898	2.53	177,822	1.16	32.56
新治県	19,794	0.86	105,470	0.69	18.77	鳥取県	20,019	0.87	74,923	0.49	26.72
栃木県	19,551	0.85	401,843	2.63	4.87	島根県	50,942	2.22	281,809	1.85	18.08
熊谷県	59,639	2.60	1,324,836	8.68	4.50	浜田県	21,308	0.93	160,635	1.05	13.26
埼玉県	1,599	0.07	211,616	1.36	0.76	岡山県	7,561	0.33	71,034	0.46	10.64
千葉県	53,200	2.32	184,508	1.21	28.83	小田県	25,806	1.13	155,585	1.02	16.59
東京府	1,112	0.05	16,460	0.18	6.76	広島県	131,744	5.75	371,948	2.44	35.42
神奈川県	39,555	1.73	572,740	3.78	6.91	山口県	51,188	2.23	719,629	4.72	7.11
足柄県	60,300	2.63	240,280	1.57	25.10	名東県	22,778	0.99	393,754	2.58	5.78
新潟県	53,879	2.35	497,394	3.26	10.83	愛媛県	20,033	0.87	248,709	1.63	8.05
相川県	9,800	0.43	36,184	0.24	27.08	高知県	51,716	2.26	503,342	3.30	10.27
新川県	34,726	1.51	332,479	2.18	10.44	小倉県	6,563	0.29	60,124	0.39	10.92
石川県	94,505	4.12	353,291	2.31	26.75	福岡県	10,500	0.46	26,051	0.17	40.31
敦賀県	192,005	8.38	410,635	2.69	46.76	三瀨県	1,863	0.08	45,799	0.30	4.07
山梨県	10,857	0.47	217,971	1.43	4.98	佐賀県	728	0.03	20,330	0.13	3.58
長野県	17,490	0.76	336,394	2.20	5.20	長崎県	11,155	0.49	186,127	1.22	5.99
筑摩県	12,390	0.54	170,790	1.12	7.25	白川県	11,000	0.48	288,076	1.89	3.82
岐阜県	38,872	1.72	424,166	2.78	9.16	大分県	10,184	0.44	64,861	0.42	15.70
静岡県	11,981	0.52	187,856	1.23	6.38	宮崎県	49,698	2.17	640,318	4.20	7.76
浜松県	10,040	0.44	168,960	1.11	5.94	計	2,292,329	100.00	15,253,858	100.00	15.26

備考

1. 木炭生産額は、全国燃料会館；日本木炭史，558～561 ページによる。
2. 林産物生産額は、古島敏雄；諸産業発展の地域性(日本産業史大系，総論編所収)附表2による。
ただし、本表では、林産物生産額が農林産物生産額に対する比率で表示されているため、ここでは逆算によって、林産物生産額を求めている。ために原典とは多少の相違があると思われる。

第2表 林産物生産比率（上位25県）

	林産物計	木材	薪	炭	林産加計
	%	%	%	%	%
京都府	8.1	2.2	2.8	24.8	9.1
山口県	6.2	0.4	10.4	1.9	—
熊谷県	4.5	6.5	4.8	2.2	2.2
神奈川県	4.1	1.6	0.4	14.4	8.8
奈良県	3.9	4.9	4.8	1.0	3.5
5府県計	27.0	15.7	23.2	44.3	23.6
高知県	3.8	2.5	5.2	1.9	0.3
新潟県	3.6	6.0	3.5	1.9	4.2
名東県	3.2	2.3	4.7	0.8	0.5
広島県	3.1	1.7	2.7	4.8	1.0
水沢県	3.0	5.8	3.2	0.3	1.6
5県計	16.7	18.2	19.4	9.7	7.8
岐阜県	3.0	3.4	3.5	1.4	0.9
敦賀県	2.8	2.2	1.2	7.0	2.6
石川県	2.6	3.1	2.1	3.4	2.5
渡会県	2.2	3.3	2.1	1.5	1.3
宮崎県	2.1	1.3	2.6	1.8	0.3
5県計	12.7	13.3	11.4	15.2	7.7
栃木県	2.1	4.6	1.9	0.7	0.8
新川県	2.1	4.7	1.5	1.3	1.8
白川県	1.8	2.9	2.1	0.4	0.9
埼玉県	1.8	0.4	3.2	0.0	0.8
足柄県	1.6	1.6	1.4	2.2	0.8
5県計	9.5	14.2	10.1	4.6	5.0
三重県	1.6	2.4	1.9	0.5	1.3
千葉県	1.4	0.7	1.5	1.9	0.8
和歌山県	1.3	2.3	1.0	1.4	0.7
愛知県	1.1	5.5	0.0	—	5.4
浜松県	1.1	2.2	0.8	0.4	0.6
5県計	6.5	13.2	5.1	4.2	8.8
25府県計	72.4	74.5	69.3	78.1	52.9
61府県計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考

1. 古島；前掲書，317 ページ第12表より作製。
2. 第1表の数値と一致しないのは，林産物合計欄の林産物が，木材・薪・木炭のほか竹・菌簞・葉草・植物皮葉等を含むからであり，木炭欄のそれは，第2表と出典が異なるためである。

とである。そして、さらに、これら5県が、それぞれ（といっても山口県の数字には疑問がもたれているが⁽⁶⁾）、京都、大阪、東京という大消費地に近い地域であってみれば、当時
の木炭生産のもつ意義は、現在のそれとは異なっていたとみることができる。まして、近
世中期にその基礎を確立した、吉野林業地帯をもつところの奈良県および、東京に松材を
盛んに供給した熊谷県にぞして、製炭諸県があることを考えるならば、当時の製炭のもつ
意味は、決して林業の後進性を示す指標でなく、むしろ、先進性を示す指標であったと考
えてもそう大過ないであろう。なぜならば、林木商品化の支配的形態が薪炭（61府県の木
材・薪・木炭の生産比率は、20：55：25であり、奈良県でさえ、25：68：7と薪が木材を
上廻っている。）であった当時において、吉野林業という先進的育成林業地帯をもつ奈良
県および主として秩父山系と平地天然林からの松材の供給を主とした熊谷県等が木材生産
によって市場に対応したのと同様に、木炭生産は、先進地における林木商品化の一形態で
あったからにはかならない。なお、参考指標に掲げた林産加工品にしても、上位5県が、
約24%を集中していることは、充分に上述の点を明らかにしているといえるであろう。

以上、われわれは、「物産表」中に示された林産物と木炭生産によって、明治7年段階で
木炭生産が担った林業中の意義を明らかにすることができた。では、木炭生産地域は、当
時の全経済発展のなかでいかなる地域に属しているであろうか。

第3表は、第1表から、木炭生産額の多い順に30府県を選び、その府県について、工業
と農業の状態をみたものである。

まず全国的規模についてみるならば、総生産額に対する工産物価額の割合（30.2%）が
示すごとく、明治7年段階のわが国は、明らかに農業国であり、しかも、その農業は、米
穀雑穀類の生産価額が総生産価額に占める割合（47.5%）からみてもわかるように、主穀
作を主とする農業（原料作物産額9.0%および家畜、野獣生産額2.5%はその反対の表現）
であった。だからして、工業発展（この場合、農民による農産加工品生産、たとえば、簡
単な食料品生産のごときも当然含まれ、現在の工場制工業生産物のそれと段階的に異なっ
ていることに注意しなければならない）の態様と農業生産の到達した態様とが、その地域
の発展段階を規定しているとみることができるであろう。

当時の先進的工産諸府県は、東京、大阪、京都等の都市が中心であることはもちろんで
あるが、現在の工業府県と違って、栃木（現在の栃木県と群馬県の一部）、相川（新潟県佐
渡カ島）、若松（福島県会津地方）、埼玉（埼玉県の一部）、筑摩（長野県の南信地方と岐阜
県飛騨）等が上位にあってかなりとまどいを感じる。いうまでもなく、「第1には旧来の職
人層の古い組織形態のもとで生産される工産物の比率の高いこと、第2はこれも生産形態
としては江戸時代といちぢるしい差をもたない、日常食料品の生産たる食品工業の比重の
高さであり、第3には当時ようやく生産の少数地域への集中をみせつつある衣料生産が重
要な位置をしめしていることである。」⁽⁷⁾。旧領主経済のもとにおける手工業生産の延長と
しての性格と、工産物の第1位が食品製造業（相川は簡単な海産物加工）、第2位が味噌、
醤油、酒の醸造物、第3位が農民の手ないと思われる縄類であるというように、現在の工
業とは似てもつかない工業であったといえる。とはいってもその当時における先進性を示
す指標であることにはかわりない。この観点から表をみるならば、木炭生産額の多い上

(6) 古島敏雄；前掲書 291 ページ参照。

(7) 古島敏雄；前掲書 285 ページ。

第3表 木炭生産府県とその工業・農業の状態（木炭生産量上位 30 府県）

	有業人口1人 当り総生産額	農業有業人口1人 当り総生産額	農業有業人口1人 当り農産物価額	農業有業人口1人 当り農産加工品価額	総生産物価額に対する割合						林産物 産額に 対する 木炭産 額
					米 穀 家 畜 原料作物 林産物 工産物	雑 穀 野 獣					
京 都 府	円 *51.70	円 *45.70	円 *32.80	円 1.61	% °18.6	% 1.3	% *12.1	% *6.5	% *53.5	% *65.9	
敦 賀 県	*25.50	*26.74	*22.60	*4.84	°47.5	0.0	8.4	*5.5	*32.2	*46.8	
広 島 県	13.00	11.09	9.76	1.81	°46.8	*4.9	6.4	*4.6	*33.5	*35.4	
石 川 県	15.20	15.35	13.00	2.13	50.3	0.7	4.3	*5.3	*30.2	*26.8	
足 柄 県	17.24	16.83	13.85	1.41	51.6	0.9	6.3	*6.5	21.2	*25.1	
熊 谷 県	*45.70	*36.05	*31.40	*8.08	°44.5	0.5	*13.2	*7.7	29.4	4.5	
和歌山県	16.49	13.65	12.77	1.18	65.3	1.5	6.3	3.6	17.3	*32.6	
新 潟 県	15.60	14.60	13.30	2.28	54.9	0.4	6.5	3.7	27.6	*10.8	
千 葉 県	15.90	13.78	12.70	2.17	60.2	1.7	3.4	1.7	25.4	*28.8	
高 知 県	15.85	*17.64	14.60	2.70	52.5	*5.1	2.5	*9.6	23.8	*10.3	
山 口 県	*28.50	*27.78	*24.90	*5.90	°42.4	1.7	*20.5	*4.6	27.3	*7.1	
島 根 県	15.37	15.66	13.15	1.97	48.2	*3.2	4.6	*8.2	29.5	*11.7	
宮 崎 県	17.13	16.18	12.30	1.08	°43.9	*5.8	4.6	*14.9	21.3	*7.8	
渡 会 県	16.77	*18.96	*16.13	0.85	59.2	0.2	*11.2	*6.8	13.7	*15.3	
神奈川県	17.80	16.05	12.50	2.34	°45.7	*4.8	4.2	*11.2	27.4	*6.9	
岐 阜 県	*19.19	15.15	13.31	*2.94	49.3	*3.4	6.5	*5.4	28.1	*9.2	
新 川 県	16.25	*19.35	*17.55	0.40	55.5	0.3	8.2	*4.6	27.1	*10.4	
宮 城 県	16.38	13.54	12.37	1.57	60.1	0.8	3.4	2.6	25.8	3.5	
若 松 県	16.25	12.32	9.92	1.86	°37.2	0.7	*9.5	*8.9	*36.3	*14.0	
奈 良 県	*28.90	*28.10	*24.90	*4.80	48.3	0.3	*9.8	*6.3	26.0	*6.0	
小 田 県	14.66	12.78	11.40	0.82	52.4	1.9	*10.1	2.6	26.4	3.5	
名 東 県	*38.70	*44.40	*41.60	2.49	52.0	0.9	*14.3	2.8	24.9	5.8	
浜 田 県	14.17	12.44	10.86	2.30	49.3	*5.6	3.6	*6.4	*30.7	*9.3	
鳥 取 県	11.29	11.02	10.17	1.08	56.9	*3.4	*9.3	2.5	21.1	3.2	
愛 媛 県	*19.27	*17.82	*16.18	*3.62	°46.1	*4.8	3.9	3.5	*32.4	5.2	
新 治 県	*21.23	*18.42	*16.73	1.16	63.2	0.7	4.0	1.5	23.2	2.1	
栃 木 県	*22.50	15.15	14.00	*7.63	°42.5	0.5	7.3	4.1	43.1	4.9	
飾 磨 県	*20.00	15.93	15.15	1.48	57.9	2.2	5.1	1.3	29.7	1.8	
青 森 県	11.90	12.67	11.31	2.07	47.9	*23.0	1.0	*7.3	17.3	*8.8	
長 野 県	*20.62	*17.25	*15.69	*2.87	°47.3	0.5	*17.8	*5.4	25.0	*7.2	
61 府県	19.10	17.25	15.30	2.72	47.5	2.5	9.0	4.3	30.2	5.9	

備 考

1. 古島；前掲書，附表1及び附表2から作製。
2. ただし，林産物に対する木炭産額の割合の欄は，本稿第1表による。
3. * 印の数字は 61 府県平均以上。° 印の数字は 61 府県平均以下。

位5県（全産額の50.6%を集中）は、足柄県を除けば、それぞれ全国水準以上の工産物の生産があることを示していて、木炭生産の多いことが、必ずしもその地域の後進性を示すものとはいえないことがわかる。それどころか、林産物生産は全国水準以上であり、林産物中の木炭生産も全国水準以上であることを考えるならば、当時の木炭生産は、後進的地方でなく、むしろ先進的地方において生産されていたといえるであろう。

つぎに農業の状態との関係で木炭生産をみよう。この点に関しては、米穀雑穀生産額および原料作物産額の欄が一応の指標となる。ここで一応というのは、指標としてこれを採用するのが多少の疑問があるからにはかならない。穀類生産額が全国水準よりも低い府県（主穀作農業の水準から脱却するとすれば、米穀雑穀生産はその比重が低下するはずである。もっとも、わが国の場合、米穀の商品化による農業の高度化もあるため、一概にはこのようにいえないが。）は、京都18.6%をはじめとして、11府県、原料作物の全国水準より高い府県（ここでは、雑穀類は自給主穀生産であり、それより高度化しつつある農業として原料作物が全国水準より高いことを条件としている。）は、30府県中の10府県である。このことは、木炭生産の多い府県と農業との関係が必ずしも排反するものではないことを示していると考えてもよいであろう。換言するならば、この当時の木炭生産は、現在とちがって、農業ともそう排反することなく、農業でも先進的地方で生産されていたとみることができ、木炭が、必ずしも、後進的諸地域の生産物として位置づけられていたとはかぎらないといえるであろう。そして、以上のことは1人当りの諸生産額についてみてもいえることである。木炭生産の多い諸県でも1人当り諸生産額は全国水準以上の府県は多い。このことは、木炭生産の多少が必ずしも後進地域を示す指標にならないのみか、反対に、当時としては、木炭生産の条件が、後進的諸地域でなく、むしろ先進的諸地域にあったといえそうである。なぜならば、原料作物、家畜にあらわれた農業と工産物にあらわれた工業との、商品生産段階の低位性のもとにおいては、木炭生産はむしろ、安直な商品生産であったからにはかならない。簡単な生産手段と採取による生産からなる木炭生産は、当時の農業の発展段階が生みだした余剰労働力が直接結びつきうることで、林産物の商品化の重要な位置を占めていたのが木炭であったということからして商品生産としての先駆的位置を担っていたといえるのではなからうか。

われわれは、これまでに明治初年の木炭生産を「物産表」によってみてきた。その結果、つぎのことが明らかとなったといえるのであろう。その第一は、当時の木炭生産が、採取生産（薪炭採取生産）→用材育成生産という林業発展の端緒を担い、林業の地域性、すなわち、発展段階そのものを規定し、その結果、近畿、関東といった先進的諸県が木炭生産県となっていたことである。第二は、全経済発展の段階からしても、木炭生産は先進地方の生産であり、むしろ後進的諸地域ではそれがみられないことである。最後にその第三は、総じて、当時の木炭生産は、その到達した経済の発展段階に直接的に影響された林業生産の表現形態—すなわち、当時の林業生産の発展段階が薪炭採取生産であったことであって、それゆえに、木炭生産そのものが先進的諸地域でなされ林業面のみでなく、全経済の先進性を示すものとなっていたということである。

III. 明治末期における木炭生産の展開とその地域性

1. 明治末期における製炭地

これまでにわれわれは、明治初期の木炭生産を「物産表」によって分析してきた。明治初期は、明治維新を経たとはいえ、政治的にも、経済的にも、旧幕藩体制の単なる延長的色彩が濃い。しかしながら、地租改正、殖産興業、富国強兵等の上からの資本主義育成政策が、前期から中期にかけて強力に推し進められ中期の終わりには、早くも産業資本の確立をみたのである。そして、明治32年(1899)に始まる日清戦争と明治37年(1904)に始まる日露戦争を経て、早くも明治末期には、帝国主義列強グループの一員となるに至った。

この間のわが国の林業は、初期のそれが旧幕藩体制下の遺産をそのまま受けついでのにすぎなかったのが、土地官民有区分、御料林の設定、国有林野特別経営事業、公有林野の整理統一、森林法制定等を通じて着々とその体制を確立した。そして、明治末期には、国有林、御料林等では天然林が開発される一方、積極的に育成林等が展開した。また、産業の発展にともなう木材市場拡大と都市を中心とする消費市場の拡大にともなう、多くの地方では、育成民有林業が展開し、多くの有名林業地が成立した。その代表的な例は、静岡の天竜地方、千葉の山武地方、和歌山の熊野地方、大分の日田地方、熊本の小国地方、北関東の那須地方等々である。

一方、木炭生産も、資本主義の急速な発展と林業の変化発展に対応して、変化した。明治初年が旧幕藩体制下の延長的色彩が強く、したがって、その生産地域も、旧幕藩体制下における領主的生産や専売制度等の影響が強い木炭生産地域とか、一部市場に至近な地域であるとか、製鉄等に直結した地域とかであったのが、明治末になると全然異った地域が木炭生産地域として登場するに至っている。

明治末年の木炭生産は、その数字に多少の疑問があるとはいえ、⁽¹⁾ 明治38年(1905)以後の生産量が把握できるので、その大要を知ることができる。

第4表によって明治末年の木炭生産をみると、その特徴はつぎの諸点にあるといえるであろう。すなわち、その第1は、初期に近畿、関東等で生産の舞台となった諸県が、この段階では顔をみせていないことである。初期の上位10府県が、京都を筆頭に、近畿が2府県、関東が3県、北陸が3県、中国が1県、四国1県で、それが、全体の62.7%を生産していたのであるが、明治38年になると上位10府県は（ここから、北海道の数字が入るので、これを除く）、東北が福島(6.3%)、山形(3.1%)の2県、関東が栃木(5.5%)、千葉(3.1%)の2県、東海が静岡の(4.2%)1県、近畿が兵庫(2.9%)の1県、中国が島根(3.5%)の1県、四国が高知(5.2%)の1県、九州が宮崎(3.1%)、大分(2.9%)の2県で全体の約40%を生産している。初期にみえなかった東北地方が最上位の福島をはじめ、山形と2県みえること、全体の約40%を生産していた京都をはじめ、近畿地方諸県がみえなくなっていることが特徴的である。そしてまた、初期には、その名がみえるとはいえ、決して上位とはいえなかった宮崎・島根等がそれぞれ上位にクツワを並べているだけでなく、大分県等もその名がみえている。しかし一方、栃木、千葉、静岡等の関東、東海地方の諸県も上位にある。

(1). その主たる事由は、現在の統計調査方法のごとき、統一されたものでなかったことによる。

第 4 表 明治末年の木炭生産状況

	明治 38 年		明治 43 年		明治38年 を100と する指数		明治 38 年		明治 43 年		明治38年 を100と する指数
	生産量	比率	生産量	比率			生産量	比率	生産量	比率	
北海道	48,822	6.1	85,311	8.0	*175	滋賀県	12,581	1.6	11,979	1.1	95
北海道計	48,822	6.1	85,311	8.0	*175	京都府	12,460	1.6	13,933	1.3	112
青森県	5,075	0.6	8,777	0.8	*173	大阪府	1,198	0.1	1,473	0.1	123
岩手県	20,158	2.5	51,497	4.8	*255	兵庫県	23,181	2.9	27,585	2.6	119
宮城県	14,798	1.9	29,928	2.8	*202	奈良県	4,283	0.5	7,440	0.7	*173
秋田県	11,197	1.4	25,979	2.4	*232	和歌山県	18,053	2.3	17,415	1.6	96
山形県	24,395	3.1	32,716	3.1	*134	近畿計	71,756	9.0	79,825	7.4	111
福島県	49,996	6.3	54,006	5.1	108	鳥取県	12,311	1.5	19,971	1.9	*162
東北計	125,619	15.8	202,903	19.0	*162	島根県	27,776	3.5	39,164	3.7	*141
茨城県	21,392	2.7	26,107	2.5	122	岡山県	16,519	2.1	23,748	2.2	*144
栃木県	43,592	5.5	37,772	3.4	87	広島県	17,553	2.2	14,414	1.4	82
群馬県	17,464	2.2	18,295	1.6	105	山口県	20,877	2.6	16,800	1.6	79
埼玉県	9,355	1.2	9,568	0.9	102	中国計	95,036	11.9	114,097	10.8	120
千葉県	24,756	3.1	20,512	1.9	81	徳島県	20,940	2.6	14,800	1.4	71
東京府	5,744	0.7	8,525	0.8	*148	香川県	3,176	0.4	1,670	0.2	53
神奈川県	5,678	0.7	5,072	0.5	89	愛媛県	16,194	2.0	21,261	2.0	131
関東計	127,981	16.1	125,851	11.6	98	高知県	41,422	5.2	41,072	3.9	99
新潟県	31,362	3.9	34,490	3.2	110	四国計	81,732	10.2	78,803	7.5	96
富山県	6,625	0.8	8,021	0.8	121	福岡県	5,677	0.7	9,302	0.9	*164
石川県	8,086	1.0	14,437	1.4	*179	佐賀県	1,539	0.2	3,054	0.3	*198
福井県	16,459	2.1	23,539	2.2	*143	長崎県	7,637	1.0	11,397	1.1	*149
北陸計	62,532	7.8	80,487	7.6	129	熊本県	11,412	1.4	25,912	2.4	*227
山梨県	11,284	1.4	24,144	2.3	*214	大分県	23,333	2.9	34,193	3.2	*147
長野県	13,139	1.6	29,518	2.8	*225	宮崎県	25,044	3.1	42,214	4.0	*169
東山計	24,423	3.0	53,662	5.1	*220	鹿児島県	19,684	2.5	24,233	2.3	123
岐阜県	20,486	2.6	29,327	2.8	*143	九州計	94,326	11.8	150,305	14.2	*159
静岡県	33,477	4.2	30,608	2.9	91	全国計	798,254	100.0	1,065,006	100.0	133
愛知県	—	—	11,802	1.1	—						
三重県	12,064	1.5	21,846	2.0	*181						
東海計	66,027	8.3	93,583	8.8	*142						

備 考

1. 全国燃料会館；前掲書による。原典は，農商務省，農林省統計書。
2. 生産量は，貫をトンに換算した。そのため全国計とは必ずしも一致しない。
3. * 印の数字は5年間に，全国水準以上の伸びを示したもの。

これが、明治43年になると上位10府県は、福島(5.1%)、岩手(4.8%)、宮崎(4.0%)、高知(3.9%)、島根(3.7%)、栃木(3.5%)、大分(3.2%)、新潟(3.2%)、山形(3.1%)、静岡(2.9%)の10県で、この10県が、37.4%を生産している。東北が2県から3県に
 なっただけでなく、38年にはわずか2.5%で16位であった岩手が2位に躍進していること、宮崎、高知、島根等の諸県が上位にクツワを並べていること、近畿諸県が全く姿を消した
 こと、関東、東海地方がそれぞれ1県づつかろうじて顔をみせていること等が特徴的

第5表 地方別木炭生産比率(%)

	明治38年	明治43年	増 減
北海道	6.1	8.0	1.9
東北	15.8	19.0	3.2
関東	16.1	11.6	△4.5
北陸	7.8	7.6	△0.2
東山	3.0	5.1	2.1
東海	8.3	8.8	0.5
近畿	9.0	7.4	△1.6
中国	11.9	10.8	△1.1
四国	10.2	7.5	△2.7
九州	11.8	14.2	2.4
全 国	100.0	100.0	—

備考. △印は減少を示す。

これに対して、近畿地方の変化がそう激しくないことが目立つ。この点、第5表と第4表の指数欄とを合わせて読むと一層明らかである。関東地方は、第5表で激しく減少しているのに加えて、第4表でも減少していることがわかる。これに対して、近畿地方は、第5表では減少しているが、第4表では多少増加している。第4表はいうまでもなく絶対量の変化であり、第5表は相対量の変化である。したがって、関東地方は、絶対的にも相対的にも減少しているのに対して、近畿地方は、絶対的には多少の増大、相対的には減少という、木炭生産量の変化があったといえる。

上述のごとき特徴的变化が、明治末年にみられるのはなぜであろうか。まず考えられる第一の理由は、近畿地方が関東地方に比較して早期に、そして大規模に木炭生産が展開していたこと、第二の理由は、鉄道敷設が与えた影響が東北地方にもっとも強く影響したこと、逆にいえば、近畿地方の木炭生産にはそれほど大きな影響を与えなかったこと、第三には、東北地方における社会、経済的条件が木炭生産にもっとも適していたこと等である。

以下、この考察に移ろう。

2. 木炭生産と林業の発展段階および鉄道の影響

上述の特徴的变化の原因として、近畿地方は、明治初期から中期にかけて、関東地方よりも早く木炭生産が展開した結果、すでにある程度の変化を終わり、末期にはその変化があまりみられなくなったということ、換言するならば、製炭はすでに林産物商品化の支配的生産形態でなくなっているということがまずあげられる。古くからの池田炭の産地であり、京都・大阪市場で重きをなした兵庫県豊能郡は、「明治時代は漸次盛況に向ったが、他国産の炭が大阪に移入されるようになる等で生産は一進一退の状態であった」⁽²⁾のであり、

(2) 浜田隆；池田炭の沿革について，山林 No.881,56 ページ。

である。このような特徴を地方別にみるため、第4表をつくりなおしたのが、第5表である。木炭生産の変化がもっとも大きいのは、東北地方と関東地方である。一方は大なる増大であるのに対し

て、他方は、大なる減少という対照的变化である。

明治初期から中期にかけて東京市場に木炭を供給していた関東諸県、とくに栃木、千葉両県（栃木は5.5%から3.4%、千葉は3.1%から1.9%）にかわって、岩手（2.5%から4.8%）、宮城（1.9%から2.8%）、秋田（1.4%から2.4%）等の諸県が登場したことによるものであることは明白である。

これに対して、近畿地方の変化がそう激しくない

近畿地方の代表的産地の一つが、次第に衰退しているのである。

しかし、このような先駆的地域にかわって、他地域がこの時に登場しているのである。

一例をあげればつぎのごとくである。紀州炭の産地である和歌山県西牟婁および尾鷲地方は、近畿地方で、しかも現在でこそ先進林業地とはいふものの当時は「いまだ道路も開通せず、車も利用できなかったので、人肩運搬によるほかなかった」⁽³⁾ ような後進地域であったが、「明治 37 年頃より炭価漸次騰貴し」⁽⁴⁾ たことにより、「深山幽谷に至るまで伐採せられたるを以て薪炭林は稍過伐の傾向を来」⁽⁵⁾ したくらい木炭生産が盛んとなり、京阪市場に海路運搬され販売されていたのである。

しかしながら、尾鷲林業の発展の過程が示すごとく、この木炭生産も、「広漠たる天然林も漸次整然たる杉扁柏の人工林に変更せらるるに至」⁽⁶⁾ り、次第に育成的用材生産にとってかわられたのであってみれば、自から一定の限界をもっていたのである。そして、このことが、絶対量にはそう変化はなく、相対的には、すなわち他地方の生産量に比較すると減少するという結果となってあらわれたものと考えられる。

これに対して、関東地方は、千葉、栃木、神奈川、東京等が主なる産地であったのであるが、明治中期には佐倉炭産地の千葉県山武郡一帯、野州炭の産地である栃木県那須地方、八溝地方および八王子炭の産地である多摩地方等がそれぞれ、山武林業、那須林業、青梅林業地帯として確立するに及び、木炭生産は漸次減少したのである。このことは、近畿諸県が主として、海運によっていたため、⁽⁷⁾ 安定的に大量輸送ができ、広い範囲で生産が可能であったのと違って、関東地方一帯は、大中河川(荒川、多摩川、利根川、那珂川等)による水運であったため、⁽⁸⁾ 海運に比較すると、産地の移動が容易でなかったことによっても拍車をかけられたものと思われる。かくして東京近県を中心とする木炭生産は、絶対的にも、相対的にも減少したのである。

このような差異をより激しくしたのは、いうまでもなく、鉄道の敷設である。鉄道が、資本主義の発達・確立期に及ぼす意義は、非常に大きい。いうまでもなく、国内市場の拡大を結果するからである。都市における工業製品が、自然経済下の地域に、逆に自然経済下地域の諸産物が都市における工場工業の原料として、あるいは工業の生みだした都市人口の消費物資として都市に流れこむというごとき導管の役をはたすからである。自然経済下にある山村が、いわゆる資本主義的外囲へ接近せしめられ、資本主義の作用を受けるようになることを意味するのである。

(3) 林野庁；林業実態調査報告書——和歌山県秋津川村——，105 ページ。

(4) 帝国森林会；本邦代表的優良林業地（第 1 輯），尾鷲の林業，3 ページ。

(5) 帝国森林会；前掲書，7 ページ。

(6) 帝国森林会；前掲書，2 ページ。

(7) 「木炭の産地たる紀州，四国及び九州，殊に宮崎県方面とは，海路至便の地位にあるを以て，今日に於ても其大部分は船便に依りて移入せられ，鉄路によるものは 1 ケ年僅に 5,6 千噸に過ぎず……」，鉄道院；「本邦鉄道の社会経済に及ぼせる影響」(中) 第 7 章第 3 節，ただし，ここでは，全国燃料会館；日本木炭史，702 ページによる。

(8) たとえば，那須地方は，「鉄道の開通以前には那須野ヶ原の材木は皆黒羽に集り那珂川を筏にて下り常陸の那珂港より濁沼に廻漕し陸揚して再び鉾田町で北浦を下し利根川を溯り夫より江戸川を下りて江戸へ出したものなり。材木のみならず，薪炭，米穀，櫛皮も皆黒羽の廻送店の手を経たるもの……。」で，水運によっていた。帝国森林会；栃木県那須地方の林業（本邦代表的優良林業地），第 1 輯 110 ページ。

明治24年(1891)の東北線の開通⁽⁹⁾は、東北地方を東京市場に直接結びつけ、東北地方をして一挙に木炭産地と化した。岩手県の場合についてみるとつぎのごとくである。岩手県山形村は、「広大未開発の山林資源を擁しながら、一般的に原始的生産技術と自給的生産利用の段階にとどまって」⁽¹⁰⁾おり、「山林はすでに明治10年代に木炭原木として伐採され、製品は少量ながら駄送によって盛岡方面に出荷されたという」⁽¹¹⁾段階にあったのが「薪炭商は林野所有者から立木を買入れ、地元の農民を雇傭して『企業的な木炭生産』を開始」⁽¹²⁾するというごとき変化がこの時代に起こったのである。

この例からもわかるごとく、やっと明治34,5年(1901-2)頃、東京への出荷が始まった岩手産木炭は、明治38年の大凶作による救済対策として県当局が木炭生産を奨励したこと、あるいは木炭技術の導入等も手伝って、年産額400万貫内外であったのが、39年(1906)には一躍900万貫をこえ、明治45年(1912)には1,500万貫をこえる木炭生産県となったのである。⁽¹³⁾ その結果、「東京市場では黒消炭は野州物、白炭は秋田、山形が全盛で岩手物など場違品の域を脱せず冬場品不足の時の間に合わせ品ほどで、……岩手物は全く歯が立たなかった」⁽¹⁴⁾のが「岩手の山野至る処に製炭の業は根を据え枝を揚げ、中央市場においては確固たる地盤を築きあげ、押しも押されぬ存在となり、移出量も300万俵位まで上り、県南の各主要集散地には堂々たる木炭倉庫も建ち並ぶようになり、県北においても、ぽつぽつ倉庫が建てられ前途に大きな希望と光明を残し」⁽¹⁵⁾たのである。

このような岩手県の例にみられる東北地方における木炭生産の伸長は、東京近県諸製炭地域の位置を相対的に低下させたのは当然である。がしかし、鉄道の開通は、なぜ東京近県の位置を絶対的にも低下させたのか。それは、つぎのように考えることができるであろう。それは、鉄道の開通が、東北地方における木炭生産をより有利にしたことである。未利用であった林野に生立する天然生立木に一挙に価格＝立木代、すなわち薪炭林地代の生じた東北の場合、その地代は育成林が展開していないため薪炭林地代のみである。これに對して、野州炭(栃木)(野州丸俵といって、東京市場では好評を博していた。)、佐倉炭(千葉)、八王子炭(東京都多摩地方)等では、古くからの木炭生産の存在によって、原木代は高められていたと推察される。しかも、明治末には、すでにこれらの地方は、那須林業、山武林業、青梅林業地として育成林業が展開しているのである。このことは、薪炭林地代から育成林地代への転化が可能となったほどの、林業地代の高騰化を意味しているし、従前の薪炭林が用材林に転換し、薪炭生産は、育成林業に駆逐され、いわば劣等地においてのみ生産されるに過ぎなくなったことを意味している。

事例を2・3あげよう。那須林業地帯⁽¹⁶⁾(八溝山系)の一角に位置する茨城県久慈郡黒沢

(9) 東北線のほか、常磐線は30年、奥羽本線は、38年、能代線は40年に開通している。

(10) 林業発達史調査会；東北地方を中心とする薪炭生産発達史、27ページ。

(11) 林業発達史調査会；前掲書、28ページ。

(12) 林業発達史調査会；前掲書、29ページ。

(13) 詳細は前掲書43ページ参照。

(14) 林業発達史調査会；前掲書45ページ。

(15) 林業発達史調査会；前掲書44ページ。

(16) 念のため、那須林業地帯の区域を記せば、つぎのごとくである。①那珂川以東人工林地帯(八溝山系)、②那須平地林地帯(那須山麓)、③那須山岳林地帯(那須山岳部)に分けられ、①は早くから育成林業が成立し、②はクスギ林を対象とする野州炭及びアカマツ天然林採取林業であったが、逐次育成林業に転換している。もっとも、華族農場の成立にみられるごとき開墾による農場への転換もある。③は未開発天然林である。詳細は、帝國森林会；前掲書栃木県那須地方の林業参照。

村は、「茨城県の最北端とはいいいながら、東京方面への交渉が比較的旧くより拓けて」⁽¹⁷⁾いたところで、「木炭生産は明治 34 年頃より栃木県方面の元締めのもとに初めて村内で行われるようになった」⁽¹⁸⁾だったのであるが、これより早く、すでに「造林事業は明治 30 年頃よりその規模の見るべきものを生じ」⁽¹⁹⁾ていたところである。そして、それ以後は、「雑木林を伐採して農閑期に製炭を行ない、跡地へは柵を植栽」⁽²⁰⁾する薪炭林の集約的経営からさらにスギを造林する用材林経営への転換が一般化したのである。また、神奈川県愛甲郡清川村（旧煤ヶ谷村）は、後北条時代からある程度の製炭が行なわれていたところであるが、⁽²¹⁾「…明治に入り炭の需要が高まるにつれ、比較的交通の不便だったこの村からもかなりの木炭が生産されていた……その山は大体里山とか遠山とかいわれる山であったにしろ、この村の山林地主の山が多かったようである。これら山主は薪炭原木の伐採後に明治38年頃から植林し、明治44年9月に林野火入取締規則によって、マゲサ場への火入れが止んで、地主たちの手で植林されていった。」⁽²²⁾という。つまり、明治末年には、薪炭採取林業から用材育成林業への転換がみられるのであり、それにとまって、薪炭林地代の収得から育成林業地代の収得へと山林地主は指向しているのである。

薪炭生産から用材育成生産への上述の 2 例と多少異なって、千葉県東葛飾郡川間村は、平地林に原木を仰いでいたが、平地林が開墾され、農地となることによって、木炭生産そのものが減少し消滅した例である。⁽²³⁾この点、北関東に展開する、関東平地林地帯でも大なり小なりみられる。那須野ガ原に成立した華族農場はその代表的なものであるが、このほかに、農民自身による開墾もあると考えられる。クヌギの平地林によって小規模な木炭生産を行っていたところに、農業の発展による商品作物の導入及び米穀類の生産力の向上等が林業地代よりも耕作地代を高めたのであり、平地林が耕地と化したことによるものである。

以上の事例からもわかるごとく、東北方面に鉄道が敷設された明治末年は、木炭生産にとって、東北は処女地であり、薪炭生産のみによって地代序列が決定されていた（優等地は沿線、駅近傍）のに対して、東京近県の古い製炭諸県では、すでに育成林業が発生し、地代序列は育成林地代および耕作地代とのかねあい形でつくられる段階、すなわち、最優等地は耕地化し、さらに林地中の優等地に育成林地代が、最劣等地に薪炭林地代が生ずる段階にあったのである。かくして、東北諸県が、新しく製炭地域として登場し、無限と思われる林地が対象であったのに対して、関東諸県は育成段階に移行しつつあったのであるからして、育成林に駆逐され狭隘化する林地を対象とする製炭であったわけで、その製炭量は減少せざるを得なかったのである。

このような、東京近傍諸県の絶対的、相対的減少と、東北諸県の絶対的、相対的増大という変化を与えた鉄道の開通は、西日本、特に京阪神市場に関係した諸県の製炭地には、それほどの影響を与えていない。その理由は、さきに述べたごとく、高知、和歌山、宮崎

(17) 全国山林会連合会；第 6 回山村経済実態調査報告書，8 ページ。

(18) 全国山林会連合会；前掲書，8 ページ。

(19) 全国山林会連合会；前掲書，80 ページ。

(20) 全国山林会連合会；前掲書，62 ページ。

(21) 地方史研究協議会；日本産業史大系 4，201 ページ。

(22) 全森連，林業金融調査会；林業金融基礎調査報告（33），17 ページ。

(23) 全森連，林業金融調査会；林業金融基礎調査報告（30），46 ページ。

等の諸県が海運によっていたことと、鉄道の敷設そのものも東北線の開通よりは多少遅れたこと、また、京阪神市場に、大正に入ってから有力な生産地として登場する島根県の場合も、この時代には、タタラ製鉄用炭から市場木炭生産への転換が一般的でなく近畿地方の位置に変化を与えなかったからである。たとえば、島根県吉田村における田部氏のタタラは、第1次大戦後の輸入屑鉄を原料とする近代的製鉄工業の確立によって圧倒されるまで大規模に継続され、大正12年(1923)にいたって終息している。もちろん田部氏のほかにも、糸原氏、桜井氏等の鉄山師もあって、田部氏よりも早くタタラを廃止しているのであるが、島根県が市場炭を大規模に生産するに至るのは、大正中期以後になる。⁽²⁴⁾

3. 木炭生産と林野所有及び農業の状態

つぎの問題に移ろう。それは林野所有とそれと不可分の関係をもつ製炭形態および製炭の基礎をなす労働力の問題である。製炭量の多少は、多くの場合、いかなる規模の生産がそこでなされるかにかかっている。この点、大規模生産とは企業製炭にはかならないのであるから、企業製炭の条件およびその発展の問題としてみることができるであろう。黒田迪夫博士が指摘するごとく、大規模製炭とくに企業製炭には、それなりの条件を必要としている。黒田博士によれば、一つは、「原木の豊富な存在」、二つは、「山林の所有及び用益関係が製炭企業に有利」であること、三つは、「農業の低廉な余剰労働を利用することが可能で」あること、四つは、「商業資本の形成と発展がすでに……かなり進んで」いること等である。⁽²⁵⁾ 製炭は、採取林業の一形態であることによって、林野所有の壁は育成林業に比較すると大きくない。しかし、立木の存在は絶対的条件であり、しかも大規模生産ができるためには、ある程度のまとまった蓄積を必要とすることはいうまでもないであろう。このことは、大規模製炭が、豊富な広葉樹天然生林地帯において有利であることを意味する。しかし、いかに原木林が豊富であっても、その所有、利用形態が大規模生産に適したものではなかったら、大規模製炭は成立しえない。つまり、小規模農民の小生産のための利用であつたら、生産量には一定の限界(すなわち、農閑期において、一家の労働力が燃焼しうる以下の量)があつて、大規模生産は不可能であろう。とすると、大規模生産の可能な地帯、それは、広葉樹原生林の大規模な私的所有の存在する地帯か、大規模製炭を許容する国有林(広葉樹天然林)地帯においてその条件が満たされることになる。なぜならば、その理由はつぎのごとくである。大規模な広葉樹天然林の私的所有の成立しているところは、製炭によって、無価値であった立木に価格が生じ、薪炭林所有者は地代収得者となり、富が蓄積しうるという点において、製炭は歓迎すべきものであるからにほかならない。

また、当時経営の近代化を目標としていた国有林にとっては、資本蓄積の可能性が生じたことを意味するからである。当時の国有林は、明治初期の創生期の混乱からやっと抜けだし、明治32年(1899)に成立した国有林野法によって法制的に確立した直後であった。しかし、国有林そのものの経営の基礎確立の端緒は、明治36年(1903)に始まった国有林野特別経営事業である。国有林野特別経営事業の骨子をなすものは、木材生産—天然林の採取と不要存置林払下げ代金をあてた育成林の造成であった(このほかに境界の査定および面積の実測、施業案の編成、森林の買上げ等がある)。すなわち、秋田のスギ、青森のヒバ、

(24) 鈴木尚夫；大林野所有における育林生産の構造（日本林業の生産構造所収）46～47 及び 70～72 ページ参照。

(25) 黒田迪夫；日向地方に於ける製炭企業の性格，林業経済，第62号，10ページ。

高知のスギ、紀州のスギ等天然用材林の採取が森林鉄道の敷設等を通じて積極的に計画され実行される一方、約70万町歩の林野を不要存置林として売り払い、その代金をもって人工育成林を無立木地に造成することであり、事実、当初計画の9万町に対して、終了した大正10年(1921)には約30万町と計画を大きく上まわって達成されている。したがって、この国有林特別経営事業は、主として天然用材林および無立木地、すなわち、官民有区分によって官没された採草地等の里山であって、薪炭林は対象となっていなかった。しかも広葉樹天然林は、国有林にとって奥地に位置しているということも加わって、いわば「無価値」に等しいものであった。それゆえ、製炭によって薪炭材が売れることは、当時の国有林にとってまさに歓迎すべきことであつたのである。薪炭林は、官行製炭もあつたが、地元慣行特売・随契等によつても製炭材となつたと思われる。かくして、当時の国有林地帯は、大面積でしかも大蓄積であり、利用が許容されているということによって製炭の有利な条件となつていた。

一方、製炭の労働力についてみるならば、それは、安価であればあるほど大規模製炭者の利益は大きくなる。このことは、その労働力析出の基礎としての農業、すなわち半自給的、停滞的農業と、製炭労働力を束縛するための諸機能の存在がある方が好都合である。とすれば、自給農業から脱却しつつあるところよりも、いわゆる後進地の方がその条件に合致することになる。また、木炭生産に随伴する商業資本は、その性格が前近代的であることからわかるごとく、活動の場は、遅れて商品生産の展開する地帯である。農民によるある程度自由な商品生産の展開しているところに附着し、前期的活動をすることは困難である。前期的資本の活動の場は、自然経済から商品経済へ転換しようとする、その時である。それゆえ、先進地帯での活動は困難である。進んだ製炭地には、農民の小商品生産である自営製炭が展開しているからであり、その労働報酬は、自給農業水準でなく、商品生産農業の水準で決定されるからである。かくして、半自給的農民を束縛し、安価な労働力を製炭労働力としうる地帯、それはいうまでもなく、明治末において農業の生産力水準が高く、かつ商品生産農業の展開していたところではない。半自給的農業水準にあり、しかもそれが寄生地主制等の重圧下に組みこまれているような地帯こそ大規模製炭にとつてもっとも好ましい地帯なのである。明治末におけるこのような遅れた地帯とはどこであろうか。いうまでもなく、近畿地方や南関東地方ではない。それは、東北、南九州、中国(ただし、瀬戸内は除く)、四国(瀬戸内は除く)、南九州等である。以下、林野所有構造と製炭の展開および農業と製炭の関係を考察しよう。

明治末年の林野所有に関する統計の整理は、笠井恭悦博士によってなされているので、⁽²⁶⁾これによると第6表のごとくである。この表は、笠井博士が指摘するごとく、つぎのことを特徴的にものがたっている。Ⅰグループに属するのは、東北6県、北関東2県、中部3県、南九州2県の計13県と北海道、Ⅱのグループは、これに隣接する地方である。したがって、国有林比率の高い地域は、東北、北関東、中部、九州および四国の高知などである。いわゆる後進地を多く含んでいる地方である。これに対して、国有林野比率が低いⅢグループ(このことは、逆に民有林比率が高いことになる。)は、近畿、中国、四国(高知を除く)および南関東、北陸、長崎等である。いわゆる先進地帯に属する地方がこのグループに属している。このような林野所有の構成は、旧幕藩時代の林野制度や明治初年の林野所

(26) 笠井恭悦；林野所有の形成とその地域性，宇都宮大学農学部「学術報告」第4巻第1号。

有劃定のさいの事情にも結果しているが、江戸時期から、明治初期にかけての商品生産の発展段階に照応していることはいうまでもない。

第6表 明治末期の林野所有の構成

林野中 国有林 野の比 率	府 県	林野中公有 林野の比率 が30%以上 のもの○、 同10%以下 のもの△印	林野中私有 林野の比率 が70%以上 のもの○、 同50%以下 のもの△印	林野中 国有林 野の比 率	府 県	林野中公有 林の比率が 30%以上の もの○、 同10%以下 のもの△印	林野中私有 林の比率が 70%以上の もの○、 同50%以下 のもの△印
I 30% 以上	北海道	?	?	III 10% 未満	千葉県	△	○
	青森県	△	△		東京府		○
	岩手県				石川県	△	○
	宮城県		△		福井県		○
	秋田県		△		三重県	○	
	山形県		△		滋賀県	○	
	福島県		△		京都府		○
	栃木県	△			大阪府		○
	群馬県	△			兵庫県	○	
	新潟県				奈良県		○
II 10% 以上 30% 未満	山梨県		△		和歌山県		○
	長野県	○	△		鳥取県	○	○
	宮崎県		△		島根県		○
	鹿児島県				岡山県	○	○
	茨城県	△	○		広島県		○
	埼玉県	△	○		山口県	○	
	神奈川県				徳島県		○
	富山県				香川県		
	岐阜県	○	△		愛媛県		
	静岡県				長崎県		○
	愛知県						
	高知県		○				
	福岡県						
	佐賀県	○					
	熊本県		△				
	大分県						
	沖縄県	○	△				

備考1. 笠井；前掲書，第2表による。

2. 表の作製については，原典の表
註記を参照。

草肥等の農業的利用からの脱却と林野利用の高度化にともなう商品生産，用材，薪炭の生産が，私的林野所有権を強化し，入会林野等の分解をとめない，かつ，領主的林野占有を弱める作用をしたのである（例えば，吉野林業の用材生産）。このような林野利用の展開したところは，多くの場合，私有林地帯となったのである。これに対して，自給的農業に停滞し，したがって金肥の導入の遅れた商業的農業の未展開な地方は，また，林産物商品化の遅れた地帯であり，ここでは入会林野の分解が進まず，領主的林野占有権が強固であり，多くの場合，林産物の商品化は，農民の手によらず，領主の手を通じてなされたので

あり（たとえば飢肥の弁用材生産⁽²⁷⁾）、農民の力は弱く、したがって、明治維新によって官没されて国有林地帯となったのである。

だがしかし、Iグループ中にあって、私有林の比率が比較的高い（すなわち、50%～70%、——内地平均は54.2%）県もあることに注意を要する。岩手、栃木、群馬、新潟、鹿児島がそれである。岩手県に私有林が多いのは、荘園制の遺産ともいえる地頭的大林野所有が存在するからであろうし、鹿児島県のそれは、郷村制度に連なる私的林野所有が成立したためと考えられる。⁽²⁸⁾ また、栃木、群馬県のそれは、那須の華族農場にみられるごとく、中央の華族、財閥等への国有林払下げがあったことと、さらに積極的には、江戸を近くにもち、水運の便が良いこともあって、明治初年までにある程度の林野利用が進んでいたこと（下野炭等はその代表、群馬県下でも利根川筋に古くからの林産物生産があった。⁽²⁹⁾）もあって、私有林が成立したものと思われる。

このような林野所有の構成に、これまでにみた木炭生産の状況をあわせて考察するならば、つぎのことがいえるであろう。①国有林地帯であり、しかも地頭的林野所有—名子制度が残存する、岩手県を始めとする東北諸県においてもっとも急速に木炭生産が発展している。②これに対して、山岳地帯を持つ北関東（栃木、群馬）は、国有林地帯でもあるが、私有林も相当大きい。しかし、私有林地帯は、育林生産に移行しつつあるため、木炭生産は減少している。③南関東および近畿地方は、私有林地帯である。しかし、すでに薪炭生産は初期から中期にかけて峠を下り、育成林業生産に移行しているため、この時期には、生産量そのものが底をついて、一部奥地私有林に限られてきている。④東北と同じ国有林地帯である南九州とくに宮崎は、主として私有林による製炭が旧くから行なわれ、それが引続き展開していたので、それ程の変化をあらわしていない。初期から中期にかけてすでに大規模に展開しているのである（鹿児島は、この明治末期には登場せず、次の時期に登場する）。⑤中国地方は、私有林地帯であり、そして島根に代表されるごとく、林野所有そのものも株小作に見られるごとき旧い形態を代表的とするが（もちろん、鳥取智頭地方のごとき育林地帯もある）、製炭そのものは商品とはならず「鉄」を通じて迂回する。したがって、ここでは、生産量そのものが変化をうけておらずつぎの時期、すなわち、タタラの終息とともに登場する。以上のようなことからわかるように、東北地方ほど、山林およびその所有形態と用益形態等の諸条件が明治末期の木炭生産に適していたところはなかったのである。明治末期においては、大規模な原木源とその利用を可能とした林野所有の存在、かつ資本（この場合商業資本であるが）にとっての処女地である東北地方こそ、木

(27) 林業発達史調査会；飢肥林業発達史（塩谷、鷲尾執筆）参照。

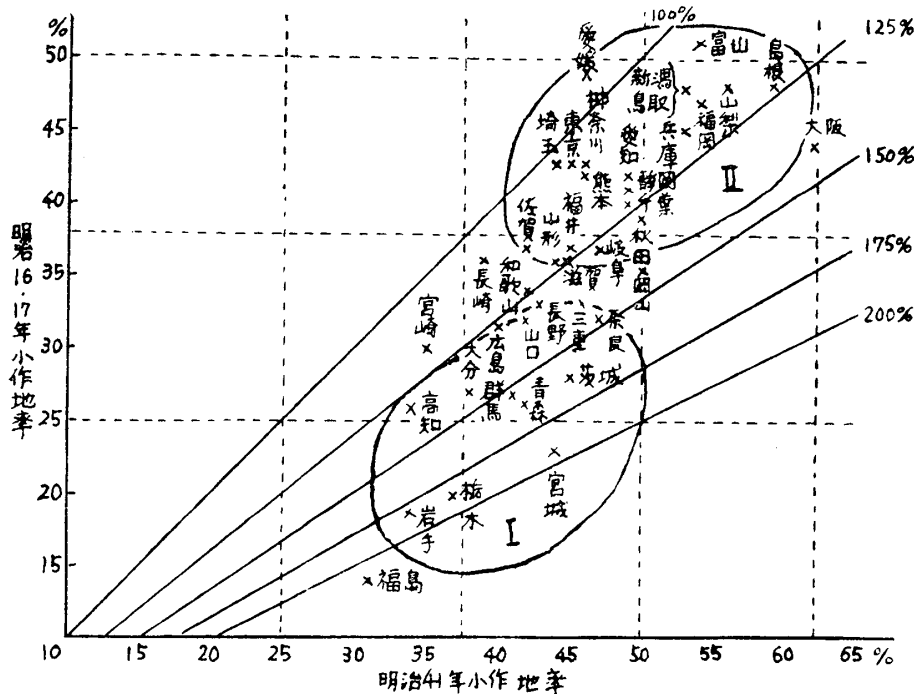
(28) 「ところで本県の山林牧野は、幕末以来種々の機会に、諸郷乃至郷土族の共有として払下げられていた。その一つは幕末における諸郷軍備の拡充のためである。……。そのためには藩有林の払下げ、副業としての紙の許可、廃寺所屬地の下渡等……。また軍制の改革にともなう藩の馬産牧場の廃止に当り、これも士族軍用金の取得のために下渡を受けた郷がいろいろある。……。さらに明治7,8年には、時の県令大山綱良が、開墾・学林・窮身・救済等の名儀をもって、頗る多くの官山・官林の払下げをおこなったといわれている。」。岩片磯雄、山田竜雄；鹿児島県農業史（日本農業発達史 第2巻所収）、522ページ。

(29) つぎは、その一例となろう。すなわち、天保8年(1837)の群馬県利根郡では、「乍恐当所売捌物書上」は、「農業之間薪炭材木割板仕土岐山城守様御城下へ附出売捌申候、……、」とあって、林産物生産がなされていたことを示している。大崎六郎；享保・寛政・天保の改革期における林野制度の変革に関する研究、宇都宮大学農学部学術報告特輯第9号、116ページ。

炭生産発展の最良の舞台であったわけである。

一方製炭は、農業に燃焼しえない労働力を実現するため農家の副業として焼かれるのが普通である。それゆえ、製炭労働力を析出する農業の構造とその地域性はどうかという問題が明らかにされなければならない。明治末年は松方デフレを契機として明治16・7～20年頃から加速的に発達した寄生地主制が頂点に達しようとしていた時代である。逆にいえば、農民的ブルジョア化の方向が否定され、いわゆる「地主的分解」が頂点に達しようとしていた時である。しかし、この地主制を府県別にみるならば、ある地域の特徴をみることができる。第1図がその一端を物語っている。すなわち、大雑把にいて、東北、四国、南九州、北関東等を主とする地域と近畿、南関東、東海地方を主とする地域である（図中のⅠ

第1図 明治期地主制の展開



備考 安良城盛昭；地主制の展開(日本史,近代3所収),75ページ第2・4図による。

が前者,Ⅱが後者)。Ⅰのグループは、明治初期後半から中期にはそれほど地主制は大きくなかったが、明治末期になって飛躍的に展開したところである。Ⅱのグループは、初期から中期にはすでに、Ⅰのグループが末期に達した水準以上に地主制は展開しており、末期はそれほどの変化をみせない（といっても150%であるが）地域である。つまり、地主制展開にとっての後進地といえるわけである。なぜこのような地域的差異があるのか。いうまでもなく初期から末期にかけての農業生産の反映である。

明治21年(1888)段階のわが国の農業は、家族労働力のみによってほぼ経営する8反未満の零細経営であり、1町5反以上の農業経営はわずか15%を占めるに過ぎず、したがって家族労働力を基調とする零細家族経営による農業であったといえる。しかし、府県別に検討してみるとかなり異なっていることを知る。すなわち、1町5反以上が25%以上を占める東北諸県は、8反未満は45%未満に過ぎないが、西日本とくに近畿、瀬戸内地方諸府県は、1町5反以上は全国平均である10%以下、8反未満が60%に達しているという

相違である。一方、その耕作内容に立入ってみるならば、1町5反以上経営の比重が高い東北諸県は耕作地利用率は120%未満にとどまっているのが多いのに対して、1町5反以上の経営の比重は小さく8反未満経営の比率の大きい西日本諸府県（とくに近畿，瀬戸内地方）の耕地利用率は140%以上が多い。いうまでもなく、前者が水田単作地帯に属しているのに対して、後者は水田裏作農業の発展にともなう集約農業であることの反映である。

第7表 東北及び近畿の水稲反収
(明治14～29年)

東 北 地 方		近 畿 地 方	
府 県 名	反 収	府 県 名	反 収
青 森 県	1.15石	滋 賀 県	1.74石
岩 手 県	1.00	京 都 府	1.55
秋 田 県	1.12	大 阪 府	1.77
宮 城 県	1.34	兵 庫 県	1.55
山 形 県	1.38	奈 良 県	1.85
福 島 県	1.34	和 歌 山 県	1.45

備考 安良城；前掲書，第2・4表より作成。

そしてまた、その生産力を稲作反当収量によってみると第7表のごとく、西日本が高生産力地帯であるのに対して、東北は、低生産力地帯である。以上から、われわれは、明治初期から中期にかけて、いわゆる東北日本型農業と西日本型農業という特徴的形態をみることができる。⁽³⁰⁾そして、1町5反以上経営の比重が高い東北日本型の農業は、家族零細経営を止揚する資本主義的農業経営の萌芽でなく、低生産力段階にあるがゆえに面積規模が大きくなければならないと

いうことであり、平面的に規模が拡大されていたのに過ぎないという、西日本型農業に比べてむしろ発展段階が低い、遅れた農業であったといえる。

したがって、第1図に示した地主制の発展は、上述のごとき農業の発展が「地主的分解」の結果として表現されたものと考えることができる。先進地帯である西日本型農業地帯では、初期から中期においてすでに地主制が確立していたのに対して、半自給的、低生産力農業の東北型農業地帯では、初期から中期には地主制は微弱であり、末期となって地主制そのものが展開し確立したのである。換言するならば、「近畿などの先進地帯では農民の土地喪失は一応行きつくところまで行って、小作地の増加傾向はいちぢるしく緩慢となり、後年の自作地増加傾向への過渡を形成しているのに対して、東北ではいまなお小作地が一貫して急速に増加していることは、近畿地方などと対照しての東北農村のいちぢるしい窮乏として映らざるをえなかった。」⁽³¹⁾ということであり、近畿を中心とする西日本の先進性に対する東北の後進性の表現なのである。

ところで、このような明治末期の農業の発展段階と木炭生産との間にいかなる関係を見ることができようか。東北型農業の東北こそ明治末の木炭生産の舞台であり、西日本型農業の近畿段階は初期から中期にかけての産地であったのである。農業と関連して考察した場合、東北地方が木炭生産地として伸長した理由はつぎのごとく考えうるであろう。①幕末における東北地方の商品生産の発展が未熟であり、明治初期から中期にかけても基本的にはこのことの延長にすぎなかった。したがって、上からの資本主義育成政策の結果としての地租金納化を槓桿とする自然経済から貨幣経済への強制的転換は、農家経済に破壊的に作用した。農業における商品生産に対応しえず、貨幣の欠乏による農村経済にとって、家族労働力を単位としうる製炭は好条件である。②東北地方が工業の発展もいちぢる

(30) 詳しくは、安良城盛昭；地主制の展開（日本歴史，近代3所収），58～67ページ。

(31) 西川秋雄；東北振興問題（日本農業発達史第7巻所収），391ページ。

しく立ちおくれていたことによる農業の停滞である。工業の立ちおくれは、土地を喪失した農民が自由な賃労働者として農村を離脱して行くことをはばみ、それがまた農業そのものを零細自給規模に固定した。このことは、零細農業と農村過剰人口の再生産を結果し、労働力市場を狭めていた。したがって、副業的製炭はもちろん過剰化した家族員によってなされたが、企業製炭には安価な労働力を提供し、大規模製炭の好条件となったのである。換言するならば、貨幣の欠乏から土地を喪失して行く農民の対極に、集積された貨幣を近代工業の部面にではなく、土地、すなわち薪炭林に投ぜしめたのである。製炭をもっとも安全で有利な投資対象としたのである。③名子制度や刈分小作等の古い生産関係がそのまま寄生地主制に移行したことによって、農民による商品生産でなく地頭、刈分小作地主等がそのまま商品生産を担当し、あるいは立木代取得者と化したことによるものである。強大な地頭的土地所有にからまった大規模林野所有の存在した、岩手県の旧南部領の下閉伊、九戸、上閉伊、二戸4郡は、企業製炭による大規模製炭がこの時期に展開しているのである。「地主ト小作人ノ関係ハ本来恰モ主従ノ如ク徳義ヲ重シ、曾テ紛争ヲ生セシコトナシ」⁽³²⁾ (傍点は筆者)といわれるごとき関係こそ、地頭をして自己の所有する薪炭林に名子を結びつけることによって、すなわち、名子の労働力を自己の所有山林に投入することによって地頭自身による商品生産か、あるいは商業資本に立木を売り、その商業資本に名子を結びつけることによって立木代を収得する巨大山林地主となったのである。⁽³³⁾ 農業によって商品生産に対応するのではなく、農業は低生産力の自給農業に固定し、そのうえに構築された古い生産関係こそ、大規模製炭にとっての土壌と化したといえそうである。

これに対して近畿段階といわれる西日本農業地帯とくに近畿は、地主制そのものは「行きつくところまでいった」のであり、工業も異常な速さで発展した。ここにも、もちろん過剰人口の再生産と貧窮を再生産した地主制の作用は存在したが、東北に比較するとその力は弱く、商業的農業も展開した。したがって、林野利用は家族労働力を単位とする製炭から雇傭労働力を投入する大規模育成林業へ転換していたのである。東北の木炭産地化と近畿の退場は、ここに求められる。

IV. むすび

われわれは、これまでに明治初期と明治末期の木炭生産の展開について、地域的一ここでは府県段階—に最初は量的把握を、続いてその推移を惹起した原因を追求する方法によって考察してきた。その結果、明治期の木炭生産展開の地域的特徴について一応つぎのごとき結論を導きえたといえるであろう。

1. 明治初期における木炭生産地は、近畿地方および関東等と四国(高知)、南九州等であり、前者は、当時にとっては先進地であり、後者は、社会、経済的には、後進地であったが、旧時代からの伝統的製炭地であった。しかし、まったくの後進地である東北地方

(32) 西川秋雄；前掲書，394ページ。

(33) 岩手県九戸郡山形村の例は、商業資本による企業製炭、地頭による直営製炭が展開している。すなわち、「明治10年代からすでに荷軽部部落において農民の副業的自営製炭或は専門的自営製炭が僅かにみられたが、しかし、この村の木炭生産を急速に発展せしめて行ったのは、資本的な企業製炭であった。戸呂町部落にみられた薪炭商業資本による生産の開始及び、地主下館氏直営の企業的製炭などがその先駆をなすものであった。」、農村問題調査会；木炭の生産機構，39ページ。

は、製炭地となっていなかった。

2. それゆえ、明治初期における木炭生産は、先進性の指標と考えられ、木炭生産地は先進地帯に属するとみることができる。
3. これに対して明治末期の木炭生産は、東北地方の急激な生産増加と近畿及び関東等の先進地の減少を特徴とする。
その原因は、東北地方が、いわゆる資本主義の外圍であったのが鉄道の開通等によって急速に資本の支配下に組みこまれたこと、一方先進地は製炭段階から育成段階に入ったことである。
4. それゆえ、この段階における木炭生産は、後進的諸関係と相互滲透的作用をなし、後進性の指標となったといえる。農業における、いわゆる西日本型農業に対する東北型農業と対比しうるものであろう。
5. 総じて、明治期における木炭生産展開の地域性は、採取林業から育成林業への発展の地域的表現であり、林業発展の段階差がその地域の特殊性によって潤色されているものといえよう。

参 考 文 献

1. 鈴木尚夫；林業における資本と土地所有（日本農業の地代論的研究所収）
2. 全国燃料会館；日本木炭史
3. 浜田隆；池田炭の沿革について，山林 No. 881
4. 古島敏雄；諸産業発展の地域性（日本産業史体系，総論編所収）
5. 林野庁；林業実態調査報告書一和歌山県秋津川村一
6. 帝国森林会；本邦代表的優良林業地（第1輯）
7. 林業発達史調査会；東北地方を中心とする薪炭生産発達史
8. 全国山林会連合会；第6回山村経済実態調査報告書
9. 全森連，林業金融調査会；林業金融基礎調査報告（33）
10. 全森連，林業金融調査会；林業金融基礎調査報告（30）
11. 鈴木尚夫；大林野所有における育林生産の構造（日本林業の生産構造所収）
12. 黒田迪夫；日向地方における製炭企業の性格，林業経済 第62号
13. 笠井恭悦；林野所有の形成とその地域性（宇都宮大学農学部学術報告，第4巻第1号所収）
14. 林業発達史調査会；飢肥林業発達史
15. 岩片礎雄，山田竜雄；鹿児島県農業史（日本農業発達史，第2巻所収）
16. 大崎六郎；享保・寛政・天保の改革期における林野制度の変革に関する研究
17. 安良城盛昭；地主制の展開（日本史，近代3所収）
18. 西川秋雄；東北振興問題（日本農業発達史，第7巻所収）
19. 農村問題調査会；木炭の生産機構
20. 林野庁；日本林業発達史（上）

Résumé

I. Purpose of Study

The development of forestry takes the process of advancing from the utilization of natural forest resources to the planting forestry. The charcoal production for fuel in Japan is one type of utilization of natural forest resources, because the progress of works of charcoal production consists in making charcoal from the natural broad-leaved forest resources. It seems, therefore, that the social and economic characters of charcoal production regions vary according to the development of forestry.

The purpose of this study is to research into (1) the changes of charcoal production regions, (2) their characteristics and (3) the causes of their changes, in the Meiji Period (1868—1911) when the capitalism in Japan was established.

II. Outline of Conclusion

In order to research into the above-mentioned problems, the authors divided the Meiji Period into the early stage and the last stage. The conclusions of the study are summarized as follows:—

- i. The charcoal production regions in the early stage of the Meiji Period were in Kinki (mainly Kyoto, Wakayama and Hyogo Prefectures) and Southern-Kanto (mainly Chiba and Kanagawa Prefectures) Districts and the other areas where charcoal production had been inherited from the days of the feudal Shogunate-clan system. In this stage, it is evident that charcoal was produced in more advanced regions.
- ii. In the last stage of the Meiji Period, charcoal was produced in Tohoku (mainly Iwate, Miyagi and Fukushima Prefectures), Southern-Soikoku (mainly Kochi Prefecture) and Southern-Kyushu (mainly Miyazaki Prefecture) Districts. It seems, therefore, that charcoal was produced in backward districts in this stage, Kinki District having already developed into a planting forestry region.
- iii. The reasons why Tohoku District became one of the major charcoal producing regions in this stage, lie not only in the abundant resources of natural broad-leaved forests and the establishment of Tohoku Line but in the type of forest ownership suitable for charcoal production.

Agriculture in this district had retained the feudal or semi-feudal relations of production,—for instance, the Nago system in Iwate Prefecture, the kariwake Kosaku system in Aomori Prefecture, and the large-scale landlord system in Yamagata Prefecture. Those systems contributed to the supply of cheap labour for large-scale charcoal production.

- iv. To sum up, the regional characteristics of the development of charcoal production is governed by the historical conditions of the development of forestry.